

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第207号																				
事故等種類	のり養殖施設損傷																				
発生日時	平成25年11月18日（月） 05時30分ごろ																				
発生場所	香川県小豆島池田湾 香川県小豆島町所在の池田港西防波堤灯台から真方位210°3, 100m付近 （概位 北緯34°27.2′ 東経134°12.6′）																				
事故等調査の経過	平成25年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																				
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーヨット 聡海 ^{さとみ} 、7.16トン 船舶番号、船舶所有者等 240-9821長崎、個人所有																				
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士																				
死傷者等	なし																				
損傷	本船 なし のり養殖施設 ロープが切断																				
事故等の経過	<p>本船は、船長及び乗組員Aほか1人が乗り組み、池田湾を波高約1.5mで向かい風を受けて波しぶきをかぶりながら、船長が、操縦席で中腰になって手動操舵により、操船を行い、船首方に見える赤い灯光を頼りに備讃瀬戸東航路に向けて約3.5ノットの対地速力で西南西進中、カッパを着るために乗組員Aと操船を交代したところ、平成25年11月18日05時30分ごろ機関が停止した。</p> <p>船長は、本船のプロペラにロープが絡んでいることを認めたが、ビルジの増水も見られず、周囲も暗かったので、明るくなってから確認したところ、池田湾中央部の海域に設置されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に進入したことを知り、海上保安庁に連絡した。</p> <p>本船は、来援した漁船にロープを切断してもらい、帆走で小豆島町所在のしょうどしま・ふるさと村海の駅に戻った。</p>																				
気象・海象	<p>気象： 天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>本事故発生場所の東北東約3.3海里付近に位置する小豆島町所在の内海地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="584 1872 1402 2067"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">10分間平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">降水量 (mm)</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td> <td>WNW</td> <td>3.2</td> <td>NNW</td> <td>10.4</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>					時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		降水量 (mm)	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	05:00	WNW	3.2	NNW	10.4	0.0
時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		降水量 (mm)																
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																	
05:00	WNW	3.2	NNW	10.4	0.0																

	<table border="1"> <tr> <td>05:10</td> <td>WNW</td> <td>3.4</td> <td>W</td> <td>9.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>05:20</td> <td>WNW</td> <td>3.0</td> <td>W</td> <td>9.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>05:30</td> <td>W</td> <td>3.6</td> <td>WNW</td> <td>8.6</td> <td>0.0</td> </tr> </table> <p>海象：波高 約 1.5 m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時39分</p>	05:10	WNW	3.4	W	9.7	0.0	05:20	WNW	3.0	W	9.0	0.0	05:30	W	3.6	WNW	8.6	0.0
05:10	WNW	3.4	W	9.7	0.0														
05:20	WNW	3.0	W	9.0	0.0														
05:30	W	3.6	WNW	8.6	0.0														
その他の事項	<p>船長は、本件養殖施設に進入したとき、本件養殖施設の南東端に設置された緑色の灯浮標（池田漁協波止ノ鼻南方のり養殖漁場灯浮標）を認めた。</p> <p>船長は、兵庫県明石市西明石から長崎県大村市への約8日間の回航を行うに当たり、本船を購入してから時間的に余裕がなかったので、航行海域の海図、のり養殖施設の設置情報等を事前に収集していなかった。</p> <p>船長は、広島県尾道市所在のおのみち海の駅に明るいうちに到着したかったので、夜明け前、しょうどしま・ふるさと村海の駅を出発することとした。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びパソコンにダウンロードした参考用海図を備えていたが、池田漁協波止ノ鼻南方のり養殖漁場灯浮標は表示されていなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、波浪の中を航行し、眼高が海面から約1.5 mで波しぶきと波浪により、船首方は暗闇でほとんど何も見えなかった。</p> <p>船長は、出発前の天気予報で波高が1.5 mであったので、出発可能と判断した。</p> <p>船長は、ヨット歴が6年であり、乗組員は2人共に20年以上の経験があった。</p> <p>船長及び乗組員2人は、救命胴衣を着用していた。</p>																		
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、池田湾を西南西進中、向かい風による波しぶき及び波浪によって視界が制限される状況下、船長が、事前に水路調査を行っていなかったことから、本件養殖施設に気付かず、本件養殖施設に進入して同施設を損傷したものと考えられる。</p>																		
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、池田湾を西南西進中、船長が、事前に水路調査を行っていなかったため、本件養殖施設に気付かず、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>																		
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行海域の海図を備え、各港の水路事情を調査し、無理のない航 																		

海計画を立案して実施すること。

- ・ 悪天候で見張りができない場合は、出発を中止することを考慮すること。